

## 広島市産後ケア事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童虐待を未然に防止するとともに子どもを産み育てやすい体制の整備を図るため、家族等から産後の家事・育児等の十分な援助が受けられない者で、支援を必要とする母子を医療機関等に宿泊又は通所させ、母体の保護、保健指導を行う広島市産後ケア事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の実施主体等)

第2条 事業の実施主体は広島市とする。

- 2 市長は、本事業を利用する対象者、利用内容（利用日数、期間等）の決定を除き、事業の一部を適切な事業運営ができると認められる事業者（以下「委託事業者」という。）に委託して実施するものとする。
- 3 委託事業者は、次の各号の要件を満たすものとする。
  - (1) 本事業に従事する保健師、助産師又は看護師を配置（宿泊型の産後ケアを実施する場合は、24時間1名以上の保健師、助産師又は看護師を配置できること、デイケア型の産後ケアを実施する場合は、助産師を常駐させること）し、母体ケア、乳児ケア、育児指導を行う体制が確保できること。
  - (2) 本事業を安全・快適に提供できる施設・設備を備えていること。
  - (3) 食事の提供ができること。
  - (4) 第4条に規定する内容を実施できること。
  - (5) 本事業の実施について、区地域支えあい課及び広島市こども未来局こども青少年支援部と連携・調整を行うことができること。

### (対象者)

第3条 本事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、区地域支えあい課長が、市内に住所を有する産後1年未満（宿泊型は産後6か月（180日）まで）の母親と乳児のうち、家族等から十分な家事、育児等の支援が受けられない者で、次の各号の要件のいずれかに該当すると認める者とする。ただし、医療行為の必要な者は除く。

- (1) 産後の心身に不調がある者
  - (2) 強い育児不安がある者
  - (3) 産科医療機関等が出産退院後において、産後の支援が特に必要と認めた者
  - (4) 安定した育児、日常生活が困難な者
  - (5) 多胎児を出産した者
- 2 前項の規定にかかわらず、区地域支えあい課長が特に必要と認める場合は、対象者としてすることができる。

### (事業の内容)

第4条 本事業は、委託事業者が次に掲げる内容（以下「サービス」という。）を実施することとする。

- (1) 宿泊型ケアサービス  
母子を宿泊させ、母体ケア及び乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。
- (2) デイケアサービス

母子を日帰りで施設に通わせ、当施設において、母体ケア及び乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

2 前項各号に規定する母体ケア及び乳児のケア、今後の育児に資する指導等は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 母体の体力の回復への支援
- (2) 母体管理及び生活面の指導
- (3) 乳房管理
- (4) 沐浴、授乳等の育児指導
- (5) 乳児の世話、発育・発達のチェック
- (6) 在宅における子育てや生活の仕方に関する相談及び指導
- (7) その他必要とする育児指導

(利用日数)

第5条 本事業を利用することができる利用日数の上限は、第4条第1項各号のサービスごとに7日までとする。ただし、多胎児を出産した者については第4条第1項各号のサービスごとに14日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区地域支えあい課長が特に必要と認める場合は、利用日数の上限を14日までとすることができる。

(実施時間・休業日等)

第6条 宿泊型ケアサービスの実施時間及び休業日等について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施時間は0時から24時までを1日とする。
- (2) 入所時間は午前10時、退所時間は午後7時とする。その際、食事は三食提供することを原則とする。なお、利用者の希望を踏まえ、入所時間、退所時間は委託事業者が決定することができるものとする。
- (3) 休業日は原則として12月29日から1月3日までとする。

2 デイケアサービスの実施時間、実施日、休業日等については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施時間は原則として午前10時から午後7時までとする。その際、食事は二食提供することを原則とする。なお、利用者の希望を踏まえ、入所時間、退所時間は委託事業者が決定することができるものとする。
- (2) 休業日は原則として12月29日から1月3日までとする。

(利用の申請)

第7条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、広島市妊娠・出産包括支援事業利用申請書兼情報提供同意書（第1号様式）（以下「利用申請書兼情報提供同意書（第1号様式）」という。）を住所地の区地域支えあい課に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請を行う際に、次の書類を提出しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を本人の同意を得て市民税課税台帳等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 生活保護法の規定による被保護世帯（以下「生活保護世帯」という。）及び当該年度（4月から6月に申請する場合は前年度）の市民税が非課税の世帯（以下「市民税非課税世帯」という。）に属する場合は、その旨を証明する書類  
なお、本事業における市民税非課税世帯の世帯員は、申請者及び配偶者とする。

(2) 前号に該当しない場合は、申請者及び配偶者の当該年度（4月から6月に申請する場合は前

年度)の所得を証明する書類(ただし、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となっている者の所得を証明する書類は不要)

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、区地域支えあい課長がやむを得ない事情があると認める場合は、利用を開始した後に利用申請書兼情報提供同意書(第1号様式)を提出することができる。

(利用の承認及び通知)

第8条 区地域支えあい課長は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合は、申請者の世帯の養育状況等を調査して支援の必要性を確認した上で、利用の承認又は不承認を決定するものとする。決定を行ったときには、広島市産後ケア事業利用承認通知書(第2号様式)又は広島市産後ケア事業利用不承認通知書(第3号様式)により速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 区地域支えあい課長は、前項の規定に基づき利用を承認した場合は、広島市産後ケア事業受入依頼書(第4号様式)に利用申請書兼情報提供同意書(第1号様式)及び広島市産後ケア事業利用承認通知(第2号様式)の写しを添えて、速やかに委託事業者へ依頼するものとする。
- 3 区地域支えあい課長は、産科医療機関等が出産退院後において産後の支援が特に必要と認めた場合は、必要に応じて産婦指導連絡票の提出を求めることができる。
- 4 当該委託事業者は、事前にサービスの利用を承認された利用者(以下「利用者」という。)に連絡し、その利用に係る説明及び必要な調整等を行わなければならない。

(自己負担額)

第9条 利用者は所得に応じて、別表1に定める額を負担しなければならない。

- 2 前項に規定する利用者が負担する額は、利用終了時に委託事業者に対して直接支払うものとする。
- 3 利用の際に発生する食費、寝具、光熱水費、消毒、洗濯以外の必要経費については、委託事業者が別途実費徴収するものとする。

(利用日時の変更又は中止)

第10条 利用者は、日程を変更又は中止する場合は、該当利用日の前々日の午後5時までに、利用者から委託事業者へ連絡しなければならない。当該連絡を受けた委託事業者は、速やかに区地域支えあい課にその旨を連絡するものとする。

- 2 前項に規定する期限を過ぎて利用日の変更又は中止をする旨の連絡をした場合、又は、連絡をすることなく利用を中止した場合、利用者は別表2に定める額を委託事業者に対して直接支払わなければならない。

ただし、地震、水害、その他の災害など、利用者の責に帰すべきものでない事由により連絡できなくなった場合については、この限りではない。

(利用内容又は住所地の変更)

第11条 利用者は、第8条第1項の規定により承認を受けた利用日数の上限又は委託事業者の変更を求める場合は、広島市産後ケア事業利用内容変更申請(届出)書(第5号様式)を区地域支えあい課に提出しなければならない。

- 2 利用者は、住所地を変更する場合は、前項に定める広島市産後ケア事業利用内容変更申請(届出)書(第5号様式)を区地域支えあい課へ届け出なければならない。
- 3 区地域支えあい課長は、第1項の規定に基づく申請があった場合は、速やかに委託事業者等と協議の上、その内容を審査し、申請の承認又は不承認を決定するものとする。

- 4 区地域支えあい課長は、第1項に定める利用日数の上限の変更の求めに対し、前項の規定に基づく承認の決定を行った場合は、利用者に広島市産後ケア事業利用内容変更承認通知書（第6号様式）（以下「利用内容変更承認通知書（第6号様式）」という。）により通知するとともに、委託事業者に広島市産後ケア事業利用内容変更決定通知書（第8号様式）（以下「利用内容変更決定通知書（第8号様式）」という。）により通知するものとし、不承認の決定を行った場合は、利用者に広島市産後ケア事業利用内容変更不承認通知書（第7号様式）（以下「利用内容変更不承認通知書（第7号様式）」という。）により通知する。
- 5 区地域支えあい課長は、第1項に定める委託事業者の変更の求めに対し、第3項の規定に基づく承認の決定を行った場合は、利用者に利用内容変更承認通知書（第6号様式）により通知するとともに、変更前の委託事業者に利用内容変更決定通知書（第8号様式）により通知し、変更後の委託事業者に広島市産後ケア事業受入依頼書（第4号様式）に第7条第1項に規定する利用申請書兼情報提供同意書（第1号様式）の写しを添えて通知するものとし、不承認の決定を行った場合は、利用者に利用内容変更不承認通知書（第7号様式）により通知する。
- 6 区地域支えあい課長は、第2項の規定に基づく届出があった場合は、利用者に利用内容変更決定通知書（第8号様式）により通知するとともに、委託事業者に利用内容変更決定通知書（第8号様式）により通知する。

（実施結果の報告）

- 第12条 委託事業者は、利用終了後速やかに広島市産後ケア事業実施報告書（第9号様式）を作成し、区地域支えあい課に提出するものとする。
- 2 委託事業者は、本事業の利用終了後も継続的に支援が必要な利用者について、区地域支えあい課と情報交換を行う等連携するものとする。

（費用）

- 第13条 本事業の提供に要する1日当たりの費用は、別表3に定める額とする。
- 2 委託料は、別表3に定める額から第9条に定める自己負担額を控除した額とし、本事業の利用に係る乳児が多胎の場合は、その額に、2人目以降の乳児1人につき別表4に定める額を加算する。

（委託料の請求）

- 第14条 委託事業者は、本事業の委託料の請求について、広島市産後ケア事業月別利用報告書（第10号様式）及び広島市産後ケア事業委託料請求書（第11号様式）を作成し、市長に請求するものとする。

（委託料の支払）

- 第15条 市長は、前条の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、委託契約に基づき支払いを行うものとする。

（研修の実施）

- 第16条 委託事業者は、本事業に従事する職員に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めるものとする。

（帳簿類の整備等）

- 第17条 委託事業者は事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 市長は、委託事業者に対し、帳票類等の提出又はサービスの内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(帳票類の保管及び破棄)

第18条 帳票類は5年間保存しなければならない。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 保存年限の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断又は溶解処理を確実に実施するものとする。

(事業内容の改善)

第19条 市長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、委託事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第20条 本事業を実施するにあたっては、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、広島市個人情報保護条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。委託契約が終了した後においても同様とする。

(委任規定)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1) 第9条関係

サービス種別	世帯種別		世帯区分	利用料
宿泊型 ケアサービス	市民税課税世帯	児童手当の所得制限 範囲外の世帯	1	1日につき 12,386円
		児童手当の所得制限 範囲内の世帯	2	1日につき 5,568円
	市民税非課税世帯又は生活保護世帯		3	0円
デイケア サービス	市民税課税世帯	児童手当の所得制限 範囲外の世帯	1	1日につき 6,818円
		児童手当の所得制限 範囲内の世帯	2	1日につき 3,409円
	市民税非課税世帯又は生活保護世帯		3	0円

(別表2) 第10条関係

利用者の都合により利用変更・中止された場合の利用者負担額		
利用日の前々日の午後5時までに利用変更・中止 の連絡があった場合	宿泊型ケアサービス	0円
	デイケアサービス	0円
利用日の前々日の午後5時までに連絡がなく、利 用変更・中止した場合	宿泊型ケアサービス	6,818円
	デイケアサービス	3,409円

(別表3) 第13条関係

サービス種別	費用
宿泊型ケアサービス	1日につき 28,172円
デイケアサービス	1日につき 14,486円

(別表4) 第13条関係

サービス種別	2人目以降の乳児1人につき加算する額
宿泊型ケアサービス	1日につき 3,000円
デイケアサービス	1日につき 1,500円